

用法の標準化について（提案）

日本病院薬剤師会常務理事 土屋文人

1. 標準用法マスタの作成の必要性と背景

- 処方せん記載において用法の記載が標準化されていないため、事故等も発生している。
- 製剤学の発展により、患者の生活実態に合致した薬剤の開発が多数行われている。
- 病院情報システムにおいては500を超える用法が登録されているが、使用頻度等を考慮すると上位20で8割以上の処方が可能となっている。
- 前回処方等の確認のためシステム入替時に旧システムの用法もそのまま登録されており、結果的に同一の用語が複数登録されている。
- 保険薬局では用法によって調剤料等が影響を受けるため、医療機関に確認をせざるを得ないが、医療機関毎で用語の使い方がさまざまであるため、調剤システムの用法は同一と思われるものであっても、用語を登録せざるを得ない。
- 用法の標準化の必要性は誰もが感じているが、一医療機関では決められないため、中立かつ公的なところが作成・周知してくれることを皆が希望している。

2. 標準用法マスタの作成手順

- 大規模な病院で約800程度の用法がマスタ上存在すると思われるが、用法の統一に努力を払った施設においてはその数は数百程度である。
- 一番多岐にわたるのは外用薬であるが、工夫をすることで網羅性を持たせた用法テーブルの作成は可能である。

- 作業手順としては、内服、外用、注射の区分の下で構造を持たせた用法テーブルを作成し、5カ所程度の病院、薬局のシステムの用法マスタとマッピングを図ることで、評価をおこなうことは必要である。
- 医療安全の観点から、用法の用語は明確である必要があり、標準マスタの用語についてはメンテナンス方法等を含め厳格なルールが必要である（標準マスタ以外の使用禁止等）。
- 作成に要する期間については、研究班において以前検討を行っていることから、これらの結果をより精査し、学術団体等や工学系（情報処理）専門家の協力のもとに、2ヶ月程度で標準マスタ（案）を作成することが可能と思われる。

3. 標準マスタのオーソライズとメンテナンス

- 厚生労働省医政局の保健医療情報標準化会議で選定された、医療情報標準化推進協議会（HELICS 協議会）にかけて、厚生労働省標準規格とする。
- 医薬品マスタと比較すると、標準用法マスタの更新変更の頻度は極めて低いと考えられることから、学術団体等の協力により維持管理を行うことを考えている。